

公募型プロポーザルの実施について

射水市学校給食調理業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年9月30日

射水市長 夏 野 元 志

1 委託業務概要

(1) 業務名 射水市学校給食調理業務

(2) 業務内容 別紙「射水市学校給食調理業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

※契約締結日から令和9年3月31日までを準備期間とし、受託者の負担において業務開始までに万全な体制を整えるものとする。

(4) 業務場所等

グループ	業務場所	面積 (㎡)	調理室 方式	令和9年度給食実施予定	
				食数／日	回数／年
A	小杉小学校	221	ドライ	630	200
	歌の森小学校	218		490	200
	中太閤山小学校	227		300	200
	下村小学校	99		70	200
B	金山小学校	114		80	200
	太閤山小学校	239		420	200
	大島小学校	329		660	200
	小杉中学校	297		700	205
	小杉南中学校	306		310	205
C	大門小学校	249		660	200
	大門中学校	274		690	205

※「食数/日」は、令和8年5月1日時点の児童生徒数と令和8年4月時点の教職員等の人数を足したものである。

(5) 見積金額限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

A 射水市立小杉小学校・歌の森小学校・中太閤山小学校・下村小学校給食調理業務
191,730,000円

B 射水市立金山小学校・太閤山小学校・大島小学校・小杉中学校・小杉南中学校給食調理業務

269,957,000円

C 射水市立大門小学校・大門中学校給食調理業務

158,400,000円

※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※限度額を超えた者は失格とする。

2 参加資格

プロポーザルへの参加者は、参加申込書の提出日において次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 射水市の競争入札参加資格者名簿のうち、その他業務（学校給食等）の業種に登録されている者であること。
- (3) 射水市入札参加資格停止要領（平成18年告示第174号）に規定する入札参加資格制限期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続がなされていないこと。
- (5) 本件の公募開始日から過去3年間、給食業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の禁止又は営業の停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- (6) 本件の公募開始日から過去2年間において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (8) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (9) 富山県内に本社、支社、営業所又は事業所を有していること。
- (10) 集団給食施設において、2年以上の業務経験を有する正規職員のうち、管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有する者を業務責任者（常勤従事者）として配置することができる者であること。
- (11) 学校給食の趣旨を十分に理解し、その円滑な実施に協力でき、学校給食調理業務の受託実績が3年以上あり、厚生労働省作成「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部

科学省作成「学校給食衛生管理基準」に基づいた業務が可能であること。

(12) 万一の事故発生に備えて生産物賠償責任保険に加入していること。

(13) 契約の締結時において、市が認める学校給食調理業務の実績のある履行保証人を確保できる者であること。

3 実施スケジュール

内容	期日
公募開始（実施要領等の公開）	令和8年9月30日（水）
現地見学会	5 現地見学会のとおり
仕様書等に関する質問書の提出期限	令和8年10月27日（火）
仕様書等に関する質問書の回答期限	令和8年10月30日（金）
申請書等の提出期限	令和8年11月9日（月）
第1次審査（書類審査）の結果通知	令和8年11月中旬
第2次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年11月17日（火）
第2次審査の結果通知	令和8年11月下旬
契約締結	令和8年12月中旬

4 提出書類等

本プロポーザルへの参加を希望する事業者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。

複数のグループの業務に申請する場合は、グループごとに作成し提出するものとする。

(1) 及び (4) には代表者印を押印すること。また、(7) から(12)までは原本ではなく写しの提出でもよいものとする。

(1) 公募参加申請書（様式第1号）

(2) 事業者概要調書（様式第2号）

(3) 給食調理業務実績書（様式第3号）

(4) 見積書（様式第4号）

(5) 見積内訳書（参考様式4-1、4-2、4-3）

- ・見積書に記載する金額は、1（3）記載の業務期間（3年間）の合計金額とし、1（5）の見積金額限度の範囲内とすること。

- ・見積書記載金額の算出資料として、1年分の見積内訳書（4-1、4-2、4-3）を併せて提出すること。

(6) 提案書（任意様式）

- ・次に掲げる事項について、以下の「選考基準」を踏まえた提案を行うこと。

ア 学校給食に対する考え方

イ 業務遂行能力

ウ 組織及び配置体制

エ 衛生管理体制及び危機管理体制

オ 研修体制

カ アレルギー食対応

キ 独自提案

・様式は任意とするが、日本工業規格A4判を基本とし、縦型フラットファイルに綴じること。

・各ページに番号を付けること。

(7) 国税納税証明書（直近2年分）

(8) 市町村税完納証明書

(9) 貸借対照表（直近2年分）

(10) 損益計算書（直近2年分）

(11) 履歴事項全部証明書

(12) 生産物賠償責任保険に加入していることがわかる書類

(13) 事業者の概要等がわかるパンフレット類

5 現地見学会

(1) 実施日時

実施日時	開始時	学校名
10月14日 (水)	14時30分から	大門中学校
	15時15分から	大門小学校
	16時から	小杉小学校
10月15日 (木)	14時30分から	小杉中学校
	15時15分から	歌の森小学校
	16時から	小杉南中学校
10月20日 (火)	14時30分から	中太閤山小学校
	15時15分から	太閤山小学校
	16時から	大島小学校
10月22日 (木)	14時30分から	下村小学校
	16時から	金山小学校

(2) 集合場所 各学校の玄関前

(3) 申込方法 現地見学会出席者名簿（様式第5号）を本実施要領7（3）のメールアドレスあてに電子メールで送信すること。

(4) 申込期限 令和8年10月7日（水）午後4時まで

(5) その他 見学者は1社につき3名までとし、見学に際しては、学校の指示に従うこと。検収スペース、調理スペース等への立入りを希望する者は、直近1か月以内の検便検査結果（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌）及び清潔な服装（白衣、帽子、マスク、履物）を持参すること。

1カ所当たりの見学時間は、移動時間も含めて45分間とする。

6 質問書の受付及び回答

- (1) 質問方法 質問書(様式第6号)により本実施要領7(3)のメールアドレスあてに電子メールで送信すること。
- (2) 回答方法 市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本要領等の追加又は修正とみなす。

7 申請書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年11月9日(月)
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出先 〒934-0049 富山県射水市鏡宮203番地5
射水市学校給食センター
電 話 0766-82-8060
メール kyushoku@city.imizu.lg.jp
- (4) 提出部数 提案書10部 その他の書類各1部
- (5) その他
 - ・持参の場合は、土、日、祝日を除く平日の午前8時から午後4時までの間とする。
 - ・郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること。(郵送する際は必ずその旨を射水市学校給食センターまで連絡すること。)

8 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は提出された提案書等を無効とし、当該業者を失格とする。なお、優先交渉権者に選定された者の提案書等が無効となった場合は、評価により順位づけられた提案者の順位を繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査結果が確定するまでの間に選定委員又は射水市学校給食センター職員等関係者に本提案に対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (5) 見積金額限度額を超過した場合

9 提案の審査

- (1) 審査方法
書類審査による第1次審査及びプレゼンテーション審査による第2次審査で評価を行う。
- (2) 第1次審査(書類審査)

提出書類を審査し、結果を令和8年11月中旬までに電子メールにて通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

ア 実施日程

- ・詳細な日程は提案者に別途電子メールにて通知する。

イ 実施方法

- ・本市が設置する「射水市学校給食調理等業務委託業者選考委員会」が提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について審査基準に基づいて審査を行う。
- ・説明は1事業者30分以内、質疑は10分程度を予定している。
 - ※詳細は提案者に別途電子メールにて通知する。
 - ※プレゼンテーション審査は非公開とする。

ウ 審査基準

- ・提案の評価項目の配点は、以下の表のとおりとする。

評価項目		配点
1 学校給食に対する考え方		10
	・学校給食の意義、重要性及び食育に対する考え方 教育の一環としての学校給食に深い理解を有しているか 決められた献立を安全安心でおいしく提供するための提案はあるか	
	・子ども達とのふれあい（具体的な提案はあるか）	
	・学校行事への協力 バザーへの協力はできるのか	
2 円滑な業務遂行能力		15
	・学校給食調理業務の実績	
	・学校給食調理業務の県内での実績の有無	
	・受託開始までの具体的なスケジュールと受託当初の安定した運営について提案がされているか（人員の確保、調理実施訓練等）	
	・市及び学校との連絡体制について提案されているか	
	・業務履行が不可能となった場合、業務契約を継続して行うことが保証されているか	
3 組織及び配置職員等		20
	・組織体制、配置人数は適切か	
	・正規職員の数	
	・配置者の資格、経験内容	
	・パート職員の確保について（地域雇用への配慮）	
	・長期継続雇用や雇用の安定化に関して提案されているか	
	・従事者の休暇等における代替要員の確保と対応について	

4	衛生管理・危機管理	20
	・独自の学校給食調理業務専用の衛生管理マニュアルはあるか 安全衛生管理体制を示す組織図を作成しているか	
	・自社の衛生管理部門からの定期的又は抜き打ち検査、指導及び日常の衛生検査について（衛生専門部門の設置、巡回回数、検査内容）	
	・従事者の健康管理について	
	・食中毒、異物混入等防止対策及び発生時の対応について	
	・災害等緊急事態発生時の対応について	
5	研修体制	10
	・受託開始に向けての研修、訓練の体制はどうか	
	・調理従事者に対する教育・研修の実施方法について （対象者、内容、習得されたかの確認方法）	
	・調理技術向上の研修会を行うか	
6	アレルギー食対応	10
	・アレルギー食対応の実績（除去実績品目）	
	・適切な対応及び注意点等について熟知しているか	
7	その他	5
	・提案者における本市の食育推進や地域貢献等に資する独自の取組み	
8	見積金額	10
	・得点＝最低提示額÷申請者の提示額×配点	
評価点合計		100

10 優先交渉権者の選定

（１）優先交渉権者の選定方法

選考委員が審査基準に基づき提案書等を評価、採点し、点数が最も高い者から順位をつける。１位の者を優先交渉権者、２位の者を次点交渉権者とする。

（２）提案者が１社の場合の取扱い

最低基準点数（総合評価点の６０％以上）を満たす場合は、当該提案者を優先交渉権者とする。

（３）複数のグループにおいて、優先交渉権者が同一提案者となった場合は、参加申請書（様式第１号）において第１希望としたグループの優先交渉権者とし、第２希望としたグループは、次に得点の高い提案者を優先交渉権者とする。ただし、同一事業者に複数のグループを委託することが望ましいと判断した場合は、この限りではない。

（４）優先交渉権者の選定、結果の通知及び公表

①審査結果は各提案者に電子メールにより通知する。

②優先交渉権者の審査結果を射水市学校給食センターのホームページで公表する。

③審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

11 契約の締結

- (1) 優先交渉権者として選定された者と射水市が協議し、契約案件にかかる仕様を確定した上で随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点交渉権者に契約の交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者として選定された者は、契約の締結時に契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、射水市契約規則第27条の各号のいずれかに該当するときは、免除することがある。
- (3) 契約の締結に要する費用は、優先交渉権者として選定された者の負担とする。

12 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、射水市情報公開条例（平成17年射水市条例第20号）に基づき公開することがある。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、その写しを作成し使用することがある。
- (5) 提出期限後の内容の変更、追加又は再提出は認めない。
- (6) 提案者は、提案書の提出をもって本実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (7) 選考結果等についての不服及び異議申立ては認めない。

13 問い合わせ先

射水市学校給食センター

電話：0766-82-8060（直通）

メール：kyushoku@city.imizu.lg.jp